

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、非開示とした情報のうち、次に掲げる部分を除き開示すべきである。

- (1) 総区議事録中
 - ア 「4、議事」のうち「表題部、議案名及び資金計画書の科目名」を除く部分
 - イ 議事録署名人の住所及び私印
- (2) 「資金計画書の明細について」中、私印、記1のうち項目名を除く部分及び資金計画書の金額

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成16年2月3日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。）による改正前の奈良県情報公開条例（平成8年3月奈良県条例第28号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「小泉共同墓地変更許可申請書における 墓地等変更許可申請書 同意書 排水放流同意書 経営計画書 団体の意思決定 墓地管理規約・管理運営誓約書 既設区域・拡張区域の状況を明らかにした図面」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成16年2月13日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「平成13年3月5日、知事に申請した小泉共同墓地変更許可申請書における 墓地等変更許可申請書 同意書 排水放流同意書 経営計画書 団体の意思決定 墓地管理規約・管理運営誓約書 既設区域・拡張区域の状況を明らかにした図面（以下「本件公文書」という。）」を特定した上で、本件公文書のうち、次の（1）の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の公文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の（2）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

- (1) 開示しないことと決定した部分
 - ア 個人の住所・氏名・印影、個人の同意書のうち同意内容
 - イ 資金計画書、資金計画書の明細、小泉共同墓地管理規約のうち永代使用料及び年間管理料の額、残高証明書、総区議事録
 - ウ 管理運営誓約書

(2) 開示しない理由

ア 旧条例第10条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

イ 旧条例第10条第3号に該当

団体に関する情報であって、開示することにより、当該団体の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるため。

ウ 取得していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年2月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、総区議事録及び資金計画書の明細のうち金額を除く部分（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の非開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮問

平成16年2月20日、実施機関は、旧条例第13条第1項の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

一部開示決定の取消しを求める（総区議事録及び資金計画書の明細のうち金額を除く部分）。

2 異議申立ての理由

開示してほしいため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、大和郡山市小泉町2241番地 小泉総区小泉町総代東川正美（以下「小泉総区」という。）が墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）第10条第2項の規定に基づき、小泉共同墓地を拡張するために実施機関に対して墓地等変更許可申請し、平成13年3月21日付けで許

可された文書の一部である。

2 総区議事録のうち金額を除く部分について

旧条例第10条第3号は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は当該公文書の開示をしないことができるとされている。

本号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を保障するため、事業活動に関する情報で、開示することにより事業者の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録された公文書は開示しないことを定めたものである。

小泉総区は、小泉西方1区自治会・小泉西方2区自治会・小泉西方3区自治会・小泉西方4区自治会・小泉北之町自治会・小泉本町自治会・小泉市場1区自治会・小泉市場2区自治会の8つの自治会で構成され、各自治会の代表者を役員として小泉共同墓地を経営している。

当該議事録は、各自治会の代表役員が集まり小泉共同墓地を拡張することについて意思決定した内容の記録であり、当該団体の経営方針等に係わる重要な内部管理情報である。

つまり、小泉総区が周辺住民の墓地の利用意向を調査して中長期的な需要見込みを立て、造成された墓地が確実に利用されることなど小泉共同墓地拡張計画内容が盛り込まれているものである。

たとえ、金額を除く部分であったとしても、これらを小泉総区の意思と無関係に開示すれば、当該団体の墓地経営における独自の方針が明らかになり、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

さらに、墓地の経営主体は、公益性から市町村が原則であるが、宗教法人、自治会等も墓地の経営許可を取得している。墓地開発には、当然土地の造成、設備の建設等を伴っており、開示することにより他の団体が墓地の経営許可取得を図るなど墓地の健全な経営を損なうおそれがあり、当該団体の競争上の地位が損なわれると認められる。

3 資金計画書の明細のうち金額を除く部分について

当該明細は、前述の総区議事録のうち、資金計画の収入・支出内容が記載されているものであり、たとえ、金額を除く部分であったとしても、収入、支出科目で当該墓地拡張計画の内容がある程度推測でき、これらを小泉総区の意思と無関係に開示すれば、当該団体の墓地経営における独自の方針が明らかになり、当該団体の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

旧条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、第10条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、第10条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件公文書について

本件公文書は、小泉総区が墓地拡張に際して、墓地埋葬法第10条第2項の規定に基づき、実施機関に対して提出した文書である。

3 旧条例第10条第3号該当性について

(1) 旧条例第10条第3号本文について

旧条例第10条第3号本文は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から、実施機関は当該情報が記録された公文書の開示をしないことができる」と規定している。

したがって、本号本文に該当するためには、本文の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であること及び「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当することが必要である。

実施機関は、総区議事録及び資金計画書の明細（金額以外の部分）について本号に該当するとして、これらの情報を非開示としているので、以下個別に検討する。

実施機関が非開示としたこれらの情報は、いずれも小泉総区の事業活動内容に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

総区議事録は、小泉共同墓地の拡張に関する小泉総区にとって重要な意思決定の経過及び結論を証するものであるため、同議事録は小泉総区が内部的に管理すべき情報であると認められる。

ただし、同議事録中、「4、議事」のうち「表題部、議案名及び資金計画書の科目

名」を除く部分以外の部分は、開催日時、場所、出席者の氏名、住所、私印及び進行の経過を記載したものであり、これらの情報を開示しても小泉総区の正当な利益が損なわれるとは認められない。

次に、「資金計画書の明細について」中の項目名及び資金計画書の科目は、これらを開示しても小泉総区の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。

また、事業用地の地番についても、資金計画書の科目である用地費を非開示としたため非開示としたにすぎず、科目名を開示すればこれを非開示とする理由はない。

しかし、永代使用料の算定根拠は、許可後においても、実施機関に届出をすることにより、変更が可能であることから、これを開示すれば墓地経営主体である小泉総区の事業運営上の正当な利益が損なわれると認められる。

(2) 旧条例第10条第3号ただし書について

本号ただし書についてであるが、「4、議事」のうち「表題部、議案名及び資金計画書の科目名」を除く部分及び永代使用料の算定根拠は、小泉総区が事業活動を行う上での重要な事業運営等の内部管理に関する情報であり、「ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」ではないし、「イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」にも当たらないことは明白であり、本号ただし書に掲げる情報のいずれにも該当しない。

(3) まとめ

したがって、「4、議事」のうち「表題部、議案名及び資金計画書の科目名」を除く部分及び永代使用料の算定根拠は、旧条例第10条第3号の非開示情報に該当する。

4 旧条例第10条第2号該当性について

実施機関は、総区議事録を旧条例第10条第3号に該当するとして全体を非開示としているが、「4、議事」のうち「表題部、議案名及び資金計画書の科目名」を除く部分以外の部分が同号に該当しないことは、前記のとおりである。

そこで、旧条例第10条第3号に該当しないと判断した出席者の氏名、住所及び私印の同条第2号該当性について、以下検討する。

(1) 旧条例第10条第2号本文について

旧条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が記録されている公文書については、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、実施機関は、当該情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定しており、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され得る情報を非開示としている。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、信仰、職業、資格、学歴、収入、資産等個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別され得る可能性がある場合をいうものである。

出席者の氏名、住所及び私印については、いずれも特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

(2) 旧条例第10条第2号ただし書について

本号ただし書は、「ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、開示することができる」と定めている。

実施機関が非開示とした出席者の情報は、出席者が全て自治会長であることから代表者の氏名は慣行として公にされていることが認められ、ただし書アに掲げる情報に該当するが、住所及び私印については、ただし書に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかである。

(3) まとめ

したがって、これらの情報は、出席者の氏名を除いて、旧条例第10条第2号の非開示情報に該当する。

なお、実施機関が、「資金計画書の明細について」中の小泉町総代の私印についても非開示としているが、同論旨により旧条例第10条第2号の非開示情報に該当する。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|-----------------------|
| 平成16年 2月20日 | ・ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成16年 4月27日 | ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。 |
| 平成16年12月 1日 (第90回審査会) | ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 |
| 平成18年 8月 9日 (第109回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成18年 9月13日 (第110回審査会) | ・ 答申案のとりまとめを行った。 |
| 平成18年11月 7日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|-------------------|----------------|---------|
| いけだ としお 池田 敏雄 | 関西大学教授（行政法） | 会 長 |
| おんだ まさこ 音田 昌子 | 大阪府立文化情報センター所長 | |
| さとう こういち 佐藤 公一 | 弁 護 士 | 会 長 代 理 |
| まつむら けいこ 松村 佳子 | 奈良教育大学教授（理科教育） | |
| わたなべ まさる 渡辺 賢 | 大阪市立大学教授（行政法） | |